

学校生活の手引き

1. 学習

学習は生徒の本分であり、真剣で主体的な態度で授業にのぞむことはもちろんのこと、家庭での学習にも意欲的に取りくもう。

2. 特別活動

特別活動は、授業では得られない集団生活を楽しむ場であるとともに、集団の一員としての役割を自覚し、連帯と協調の精神を養う場であるので積極的に参加しよう。

(1) ホームルーム

クラスの生徒間の理解を深め、温かい友情と明るい家庭的な雰囲気ホームづくりのホームづくりに努めよう。

(2) 生徒会

生徒会は、本校生徒全員による自主的・実践的な活動の場であり、学年をこえた集団活動の場です。生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決するために積極的に参加しよう。

(3) 学校行事

学校祭や遠足、修学旅行などの学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、協力してよりよい学校生活を築くために積極的に参加しよう。

3. 部活動

同じ趣味、興味および特技をもつ生徒が集まって、技能をみがき、教養を身につけ、健全な心身を育成するためにも、積極的に部に加入して活動しよう。

4. 礼儀

(1) 挨拶は相互の人格を尊重し、親愛の心をあらわすものなので、いつも真心をこめてすることが大切です。先生や目上の人に会った時は会釈や挨拶をし、生徒同士においても明朗快活に挨拶しよう。

(2) 明るく正しい言葉づかいを心がけよう。

5. 交友

(1) 学校生活における友人の役割は、非常に大きいものです。進んでよき友と交わり、自らもよき友となるよう心がけよう。

(2) 一人ひとりの人格を認め、多様性を尊重しよう。

6. 環境美化

(1) 常に環境美化に留意し、身のまわりの整理整頓に努め、分担場所の清掃は責任をもって行おう。

(2) 校舎を大切に、設備や備品は丁寧に扱おう。

7. 健康

(1) 健康は、生活の根源であるので、常に自分の健康に留意し、進んで心身の健康に留意しよう。

(2) 健全なスポーツを愛好することにより、体位・体力の向上に努めよう。

8. 交通

交通法規、交通マナーを守って、安全に心がけよう。

9. 諸規定の遵守

諸規定が守られず、教育上必要があると認められるときには、学校教育法および学校教育法施行規則にもとづき、懲戒となることがあります。

諸規定

1. 課業について

- (1) 生徒は午前 8 時 25 分(予鈴)までに登校し、8 時 30 分までに入室すること。
- (2) 始業時刻に遅刻した場合は、生徒指導部で「入室許可証」の交付を受け、授業担当者に提出して授業を受けること。
- (3) 登校後、やむを得ない理由で早退または外出する場合には、担任および養護教諭(病気早退の場合)、生徒指導部の許可を受けること。
- (4) 欠席の場合は、当日の午前 8 時 20 分までに Web の連絡フォームから連絡すること。なお、緊急の場合は直接電話で連絡すること。
- (5) 下記の理由により欠席する場合は、公欠願を担任に提出すること。(ただし、部活動等の場合は当該顧問が提出する。)公欠は出席扱いとするが、授業は欠課となる。
 - ア. 学校が認めた校外行事に参加する場合。
 - イ. 学校が認めた進学および就職試験などを受ける場合。
 - ウ. その他学校が特別に認めた場合。
- (6) 忌引は次の日数とし、届け出は欠席の場合に準ずる。
 - ア. 父母(保護者) 7 日以内
 - イ. 祖父母, 兄弟姉妹 3 日以内
 - ウ. 伯叔父母 1 日
 - エ. その他の同居家族 1 日

2. 服装・所持品について

服装・所持品は、華美に流れたり、流行を追ったりすることは慎み、金津高校生らしさを保つよう心がけること。

- (1) 服装—本校の制服を着用し、校章を必ずつけること。
- (2) 防寒具—学生らしい華美でないものとする。
- (3) ソックス、ストッキングは華美でないものとする。
- (4) 履物—登下校の際は、革靴・シューズを使用すること。校舎内での履物は指定のスリッパまたは、指定のシューズとする。
- (5) 化粧やアクセサリ—類などの装飾品は、一切禁止する。
- (6) 登下校のカバンは華美でないものとする。

3. 頭髪について

清潔で学生として品位のある頭髪に心がけること。

4. 校外生活について

- (1) 常に金津高校の生徒としての自覚と誇りをもち、責任ある行動をとること。
- (2) 夜間外出は、4 月～10 月は午後 9 時、11 月～3 月は午後 8 時までとする。
- (3) 喫茶店、遊戯場(ゲームセンター、パチンコ、インターネットカフェ、マンガ喫茶、成人映画、カラオケボックスなど)その他、風紀を乱すおそれのある場所および生徒として好ましくない場所への出入を禁止する。
- (4) 友人宅などでの外泊は、原則として禁止する。
- (5) アルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別の事情のある場合は生徒指導部に申し出て、許可を得ること。

5. 掲示・伝達・集会について

- (1) 生徒がポスターなどの掲示や文書配布などを行う場合は、必ず所定の手続きにより許可を得ること。
- (2) 生徒が集会などの行事を行う場合は、必ず所定の手続きにより、許可を得ること。

6. 携帯電話・スマートフォン等について

- (1) 保護者と連絡する場合に限り、放課後において、生徒玄関軒下でのみ使用することができる。それ以外の時間帯、および校内（敷地内）での使用は、教員の指示・監督のもとでのみ使用することができる。
- (2) 校内（敷地内）では電源をOFFにし、カバンにしまうか、担任または担当教員に預けること。

7. 自転車通学について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、所定の手続きをすること。
- (2) 通学に使用する自転車は、登録ステッカーを貼り、指定された自転車置場に整頓して置くこと。
- (3) 交通ルールを守ること。並列走行，2人乗り，無灯火，傘さし運転，逆送（車道の右側通行）などはしてはならない。

8. 運転免許の取得について

- (1) バイク等運転免許の取得は原則として禁止する。
- (2) 自動車免許の取得は3年生に限り、一定の条件に該当する場合に許可する。

9. 願・届等の手続きについて

- (1) 次の場合は所定の書式にしたがい、願・届を担任を通じて学校長に提出しなければならない。
 - (ア) 休学願，退学願，復学願，転学願
 - (イ) 住所変更届，その他

(ア) 以外の願・届の様式

	年	月	日
福井県立金津高等学校長 様			
	学年	組	
	本 人	保 護 者	
_____ 願（届）			
私は、このたび _____			

[生徒] → [担任] → [学年主任] → [教務部] → [学校長]

- (2) 次の場合は、所定の手続きを経て許可を受けること。

(ア) 遅刻

[生徒] → [生徒指導部] (入室許可書)

(イ) 外出・早退

[生徒] → [担任(養護教諭)] → [生徒指導部] (外出許可書・早退許可書)

(ウ) 欠席・公欠（部活動以外の）・忌引

保護者 → 担任

(3) 次の場合は、生徒指導部に願い出て許可を受けること。

(ア) 行事の計画（集会等を含む）

(イ) 印刷物の貼付，配布等

(ウ) 校内施設・用具の利用

(エ) アルバイト（原則として禁止する）

(オ) 下宿

(カ) 自転車通学

(キ) 学校外団体加入

(ク) 異装（特別な事由により制服を着用できないとき）

生徒 → 担任 → 生徒指導部

(4) 次の場合は、関係職員に届け出なければならない。

(ア) 校内放送の利用

生徒 → 担当教諭 → 放送部

(イ) 校舎校具の破損

生徒 → 関係教諭 → 図書渉外部 → 事務室

(ウ) 拾得・紛失

生徒 → 生徒指導部

(5) 次の場合は、所定に手続きをとり交付してもらうこと。

(ア) 旅行許可申請書

生徒 → 担任 → 生徒指導部 → 事務室

(イ) 通学証明書発行申請書

生徒 → 生徒指導部 → 事務室 → 駅(JR)

(ウ) 在学証明書，卒業見込証明書

生徒 → 事務室

10. 学校納付金について

P T A会費，生徒会費，学年負担金などの学校納付金は，毎月指定の期日に口座振替で納入すること。

口座振替で納入できなかった月は，学校事務室へ現金で納入すること。

11. 奨学金について

各種の奨学金を受けようとする場合は，担任に申し出ること。